

2020年3月16日

厚生労働大臣 加藤勝信 様

公益社団法人認知症の人と家族の会
代表理事 鈴木 森夫

新型コロナウイルス感染症の流行に際して、認知症の人やその家族への対応に関する緊急要請

いつも当会の活動にご理解ご支援いただき有り難うございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に際し、私たち認知症の本人、介護家族は、感染の心配とともに、介護サービスの休止や利用制限等への不安が日増しに募ってきています。

つきましては、今後のさらなる状況悪化に備え、以下の3点について特段の配慮と対策を講じていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、これは、認知症の人だけでなく、障害者、要援護者等が共通して向き合っている現実であることを申し添えます。

要 請 内 容

1 介護者が感染し、本人が濃厚接触者となった場合の体制整備を求めます

配偶者を通所介護と短期入所を利用して、在宅で「老々介護」している事例など、介護家族が感染すれば、本人は濃厚接触者とされて介護サービスを受けられなくなり、最悪の場合ひとり取り残されて生命の危険が生じます。このような事態に備え、濃厚接触者でも拒まれることなく、介護者が治癒するまで、安全に安心して入院や入所できる医療施設や介護施設を確保してください。

2 認知症の人が入院した場合、感染対策による面会制限に柔軟な対応を求めます

感染予防のため、病院に入院している認知症の本人への面会の禁止や制限の措置がとられています。その結果、家族でなければ気づけない変化が見落とされ、一時、生命の危険に陥った事例も発生しています。家族の面会を一律に制限や禁止をせず、無熱者には面会を許可するなど、個別事情に配慮するよう医療機関に要請してください。

3 可能な限り、介護サービス提供の継続を求めます

現在、介護事業所での感染者の発生で、自治体からその地域内の感染が確認されていない事業所にまで一律に休業要請がされる事態が起こっています。認知症の場合に限らず、介護サービスを利用できないことでの弊害は大きく、本人の心身への影響、症状の進行、介護負担の増大となります。ついては、感染拡大のリスクについて十分に検討したうえで、介護事業所へは可能な限り介護サービス提供の継続に努めるよう要請するとともに、適時適切な感染情報の提供や具体的な予防法の指導、予防用品の優先的な提供など、特段の配慮をお願いします。

以上

2020年6月29日

厚生労働大臣 加藤勝信 様

公益社団法人認知症の人と家族の会
代表理事 鈴木 森夫

新型コロナウイルス感染症に係る介護報酬の特例措置による サービス利用者への負担押し付けの撤回を求める緊急要請

日ごろより、当会の活動にご理解、ご支援いただき、ありがとうございます。

さて、厚生労働省から6月1日付で、各都道府県等の介護保険担当主管部局あての事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて(第12報)」が、また、6月15日付で、「同(第13報)」が発出されました。

この通知の取り扱いをめぐり、利用者や介護の現場から戸惑いや怒りの声が多く上がっていることは、ご存じのとおりです。

私たち「家族の会」の電話相談にも「3時間しか利用していないのに、5時間の利用料を払わなければならないのは納得できない」との訴えや、「利用者・家族は事業所の大変さを理解し、利用時間を減らして協力している上に、さらに利用料の負担増まで強いられるのはおかしい」、「このような理不尽なことがまかり通れば、利用者・家族の生活は立ち行かなくなってしまう」、などの怒りの声が届いています。

6月25日の社会保障審議会介護給付費分科会において、「家族の会」の鎌田松代理事は、「コロナ禍で大変な中、利用者の安全や健康を守るためにがんばって事業継続していただいている事業所には感謝の気持ちでいっぱいです。しかし、だからといって、利用者にその感謝の代償として、実際には利用していないサービスの分まで負担しろというのは、あまりにも理不尽です。また、それによって限度額を超えてしまえば、その分は全額自己負担となってしまう、到底、道理に合わないやり方であり、同意した利用者だけが負担増となり、同意しない人との不公平が生じます」と強く問い正したところです。

私たちは、コロナ禍の中で、デイサービスやショートステイなどの介護サービスの有り難さを実感しており、事業者が感染症による減収によって閉鎖に追い込まれるような、「介護崩壊」が起こらないことを誰よりも願っています。

今回、介護事業所が運営上大きな困難に直面せざるを得なかったのは、ひとえに新型コロナウイルス感染症の蔓延によるものであり、事業所の責任でも、利用者・家族の責任でもありません。不可抗力による事態を、利用者へ負担を押し付けて解消しようとするような今回の措置は、利用者と事業者の信頼関係を壊すだけでなく、介護保険制度への国民の信頼を揺るがし、国の責任を放棄するものと言わざるをえません。このような先例を絶対に作ってはなりません。

直ちに、今回の特例措置(臨時的取り扱い)を撤回し、介護事業所の減収や感染対策にかかる経費等についてこそ、補正予算の予備費を使い、公費で補填するよう、強く求めるものです。

以上